

# あおり運転は絶対にしてはいけません!

改正道交法  
令和2年  
6月30日  
施行

「妨害運転罪」創設

物流という重要な役割を担って事業用トラックを運転しているプロドライバーは、他車の手本となるべき安全で、マナーの良い運転を心掛けなければいけません。一般の乗用車から見れば、車体の大きいトラックが近くを走っているだけで怖く感じるものです。「あおり運転(妨害運転)」は絶対にしてはいけない行為です。

**厳罰化!**

あおり運転をした場合



## ①妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(※10種類の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

**違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転のせいで危険が生じた場合



## ②妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

**5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

**違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

### あおり運転の対象となる10種類の違反



～危険な運転・反社会的な迷惑行為の撲滅をめざして～